

傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する訓令

(平成14年9月30日島根県警察訓令第50号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、傍受令状等を請求することができる司法警察員の指定に関する規則(平成12年島根県公安委員会規則第6号。以下「規則」という。)第2条の規定に基づき、警察本部長が行う指定の通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(通知)

第2条 警察本部長は、規則第1条の規定により指定された司法警察員に対し、所属長を通じて通知するものとする。

附 則

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。